

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度実施要綱

目 次

第1章 実施要綱策定にあたっての基本的な考え方	2
1.1 目的・位置づけ.....	2
1.2 県 J-VER の発行対象者.....	2
1.3 県 J-VER の信頼性確保.....	2
1.4 クレジットの二重使用（ダブルカウント）の防止.....	3
1.5 プロジェクトの追加性及び立証方法.....	5
1.6 県 J-VER 制度に関連するルール等.....	5
1.7 県 J-VER 制度における基本原則.....	6
第2章 プロジェクト申請の流れとルール	7
2.1 体制.....	7
2.2 プロジェクトの申請・認証プロセス及びルール.....	7
2.3 対象となるプロジェクト.....	9
2.4 プロジェクト計画の作成.....	9
2.5 申請及び妥当性確認.....	10
2.6 登録.....	11
2.7 モニタリング.....	12
2.8 モニタリング報告書の検証.....	12
2.9 排出削減・吸収量の認証.....	13
2.10 県 J-VER の発行.....	13
2.11 県 J-VER の登録・管理.....	13
2.12 森林吸収プロジェクトに関する特別措置.....	14

第1章 実施要綱策定にあたっての基本的な考え方

1.1 目的・位置づけ

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度（以下「県 J-VER 制度」という。）は、環境省の実施するオフセット・クレジット（J-VER）制度（以下「J-VER 制度」という。）に準拠した制度で、高知県内において実施される森林吸収プロジェクトによる温室効果ガス吸収に係る自主的な取組を通じて、一定の品質が確保されていることを県が審査、認証し、オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会（以下「J-VER 認証委員会」という。）（事務局：気候変動対策認証センター）へ高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）（以下「県 J-VER」という。）の登録を依頼することで、市場流通できる県 J-VER を発行することができる高知県プログラムの認証（以下「プログラム認証」という。）を取得し、運営することを目的としている。このことにより高知県内の森林整備が促進され、森林吸収量が増大するとともに、森林整備によって生産された木材の利用が促進され、用材、バイオマスとして活用されることにより木材固定、排出削減等の多分野における温暖化対策が促進されることが期待される。また、個人、企業、自治体等による主体的なカーボン・オフセットの取組が促進されるとともに、国内の企業や自治体等における自主的な削減・吸収に係る努力が促進されることが期待される。

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度実施要綱は、自主的な温室効果ガス削減取組に対して確実で透明性の高いモニタリング・算定、検証のルールを示すものである。

また、県 J-VER として発行されることにより市場流通可能なカーボン・オフセットの取組（商品・サービス、会議・イベント、自己活動等）における活用を主な目的として、全国レベルでの自由な取引が可能となる。

このように県が主体となって県 J-VER 制度を普及させることで、地域に根ざした森林整備にともなう信頼性の高いオフセット・クレジットが創出され、市場に流通し、資金調達の促進と県内プロジェクトの活性化、さらには温暖化対策の推進が期待される。

1.2 県 J-VER の発行対象者

この実施要綱の求める要求事項を満たす高知県内の森林吸収プロジェクトのうち、森林経営活動によるCO₂吸収量の増大（方法論番号R001及びR002）であり、対応する方法論リストに掲載された方法論の条件を満たすプロジェクトであれば申請することができる。ただし、県 J-VER 制度の構築の目的が「現状以上に温室効果ガス削減を促進すること。」であるため、高知県協働の森CO₂吸収認証制度をはじめとする他の温室効果ガス吸収クレジット、規制等に基づいて実施するCO₂吸収の取組が行われている場合には、二重評価を防止するために当該証書等の価値を消失させるための措置を講じることとする。また、JIS Q 14064-2 に則る制度として、第三者検証が必要であることから、日本国政府または日本国政府の一部が実施するプロジェクト及び高知県が自ら実施するプロジェクトは県 J-VER 制度では認証しないものとする。

1.3 県 J-VER の信頼性確保

県 J-VER について、高いレベルで安定した品質が確保され、安心して取引が行われるクレ

ジットとすることが必要である。

このため、県J-VER制度は、J-VER制度と同様に、JIS Q 14064-2 及びJIS Q 14064-3 に準拠した制度とするとともに、JIS Q 14064-2 に準拠した制度を用いた JIS Q 14065 の認定を取得し、J-VER制度へ機関登録されている妥当性確認機関及び検証機関が、温室効果ガス排出削減・吸収量の検証を行うことを原則とする。

表 1-1 国際基準との整合性

オフセット・クレジット（J-VER）制度の基本要素	準拠した国際標準
制度枠組み、モニタリング・算定ルール	ISO14064-2
制度枠組み、妥当性確認、検証ガイドライン	ISO14064-3
検証機関の認定のための要求事項	ISO14065

1.4 クレジットの二重使用（ダブルカウント）の防止

【全事業者対象】

①類似制度に基づく二重認証の禁止

当該プロジェクトに係る排出削減・吸収量に対して、他の制度において認証取得してはならない。

プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者及びプロジェクト参加者（以下「プロジェクト代表事業者等」という。）は、バウンダリが同一である他の制度に係る認証取得を行ってはならない。また、バウンダリ設定が異なっている場合であっても、他の類似制度に対する認証申請を行った場合は、各様式におけるダブルカウントの防止措置欄に、他の類似制度への認証申請を行った旨記入の上、ダブルカウントが生じていないことを証明しなければならない。

②第三者に温室効果ガス排出削減・吸収という環境の保全に関する付加価値（以下「環境価値」という。）を移転する際のダブルカウントの防止

当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に譲渡する際には、環境価値の帰属先を明示する同意書等を別途作成する等その譲渡先に対して環境価値の帰属を明確化にし、ダブルカウントを防止しなければならない。

森林管理プロジェクトにおいては、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して環境価値がクレジット化されており当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成し、譲渡先に示さなければならない。

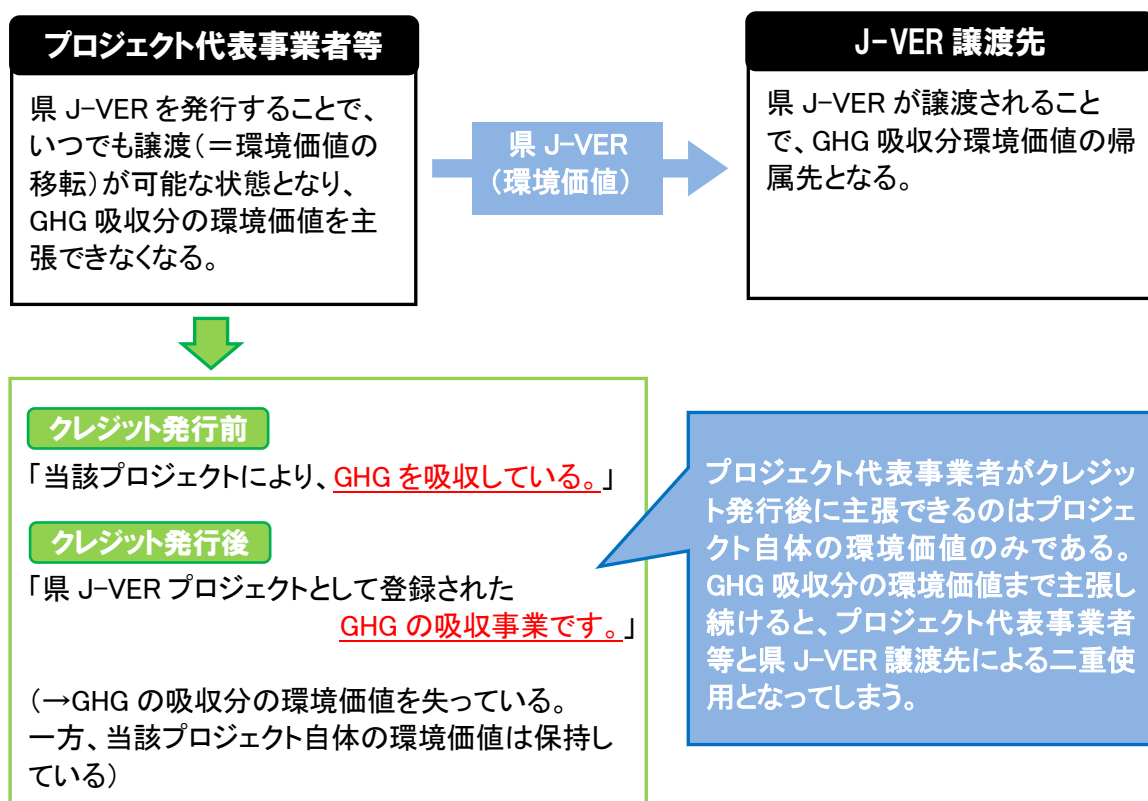
第三者が、当該プロジェクトに伴う環境価値が県 J-VER として使用されていることを知らずに、当該環境価値を二重に主張することを防ぐ必要がある。

③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止

プロジェクト代表事業者等が、クレジット発行後に環境価値を二重に使用、主張することを防ぐ必要がある。

環境価値の二重使用を防止するため、排出削減・吸収活動の環境価値について、クレジットとして発行を受けた（当該環境価値の帰属先を決める権限が他者に譲渡可能な状態となった）後に、依然として自らの当該活動に帰属するものとして主張してはならない。ただし、当該クレジット発行量のうち、一部を事業者が自ら無効化した場合には、当該クレジット量分の環境価値は当該事業者の削減・吸収活動に帰属するものとして主張することができる。

※ プロジェクト代表事業者等が自らの温室効果ガスの排出を埋め合わせるために、自らが創出したクレジットを無効化することは、同一事業者内での単なる環境価値の移転とみなされるため、カーボン・オフセットとはならない点に注意すること。



【排出量目標を有する事業者・地方自治体や報告書制度の対象である事業者・自治体のみ】

④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止

排出量目標を有する事業者・地方自治体や報告書制度の対象となっている事業者・地方自治体は、自らが行った削減・吸収活動によるクレジット発行後に、依然として自らの当該活動に帰属するものとして主張してはならない。当該クレジット発行量分を排出量とみなし、上乗せして報告することが適切である。ただし、当事業者が自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）についてはこの限りではない。

なお、報告制度や排出量取引制度等において、上記のような形での報告が義務付けられてい

ない場合には、当面の措置として、各制度の報告様式における適切な備考欄に記入する等の情報開示により代替することができる。

1.5 プロジェクトの追加性及び立証方法

県 J-VER 制度により発行される県 J-VER は、自主的なカーボン・オフセットの取組等様々な用途に活用されることが想定されるが、県 J-VER が温室効果ガス排出削減対策を促進させるものであることを確保するためには、県 J-VER の発行の対象とするプロジェクトは、県 J-VER 制度が存在しない場合に対して「追加的」な温室効果ガス排出削減をもたらすことが求められる。

J-VER 制度では、環境省等の制度運用側が採算性や実施状況等の現状調査に基づいて促進支援すべきプロジェクトの種類を特定し「方法論リスト」として登録し、併せてプロジェクト種類ごとに追加性立証のための基準を「適格性基準」として示している。

県 J-VER 制度では、J-VER 制度の方法論リストに掲載され、各プロジェクト種類で要求された「適格性基準」を満たしていることが証明されれば、プロジェクトの追加性を立証したとみなすこととしている。

1.6 県 J-VER 制度に関連するルール等

この実施要綱は、県 J-VER 制度の全体的なルールを示したものであるが、県 J-VER 制度の運用においてはその他に以下のようなガイドライン等を整備している。プロジェクト代表事業者においては、このガイドライン等を参考にすることが求められる。

表 1-2 プロジェクトの計画・実施等に際して参照すべきガイドライン一覧

項目	参照すべきガイドライン等
制度全体ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県オフセット・クレジット制度実施要綱 ・JIS Q 14064-2 (ISO14064-2)
県 J-VER 制度における委員会に関する規程	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県オフセット・クレジット認証運営委員会設置要綱
プロジェクト種類の排出削減・吸収量の算定方法（方法論）	<ul style="list-style-type: none"> ・オフセット・クレジット（J-VER）の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論（No.R001 森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）及び No.R002 森林経営活動による CO2 吸収量の増大（持続可能な森林経営促進型プロジェクト））
排出削減・吸収量のモニタリング・算定ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）
プロジェクトの妥当性確認及び排出削減・吸収量の検証ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・オフセット・クレジット（J-VER）制度妥当性確認・検証ガイドライン ・JIS Q 14064-3 (ISO14064-3)

オフセット・クレジット (J-VER) 登録簿システムに関する規程	・オフセット・クレジット (J-VER) 登録簿システム利用規程
妥当性確認機関・検証機関の認定ルール	・JIS Q 14065 (ISO14065)
その他	・上記の他、環境省、高知県及び高知県オフセット・クレジット認証運営委員会により制定された文書

1.7 県 J-VER 制度における基本原則

発行される県 J-VER の品質確保を確実にするため、プロジェクト代表事業者等は下記の6原則に従って、プロジェクトを計画・実施し、温室効果ガス排出削減・吸収量をモニタリング及び算定し、検証することが求められる。

適合性 (Relevance)

方法論リストに記載され、当該プロジェクト種類の適格性基準に準拠しており、適切な方法論が選択されていること。

完全性 (Completeness)

プロジェクトとベースラインに関連する排出活動が漏れなく特定され、算定対象となる排出活動について、算定対象期間の温室効果ガス排出量が漏れなく算定されていること。

一貫性 (Consistency)

同一の方法やデータ類を使用し、算定対象期間において吸収量が比較可能なよう算定が行われていること。

正確性 (Accuracy)

仮定設定や計測、計算等に含まれる偏りと不確かさを可能な限り減らし、要求される精度が確保されていること。

透明性 (Transparency)

情報の利用者が合理的な自信をもって判断できるよう、十分かつ適切な温室効果ガス関連情報が開示されていること。

保守性 (Conservativeness)

温室効果ガス吸収量が過大評価されないことを確実にするよう、保守的な仮定、数値及び手順が用いられていること。

第2章 プロジェクト申請の流れとルール

2.1 体制

県 J-VER 制度の実施にあたっては、表 2-1 の組織体制を構築する。

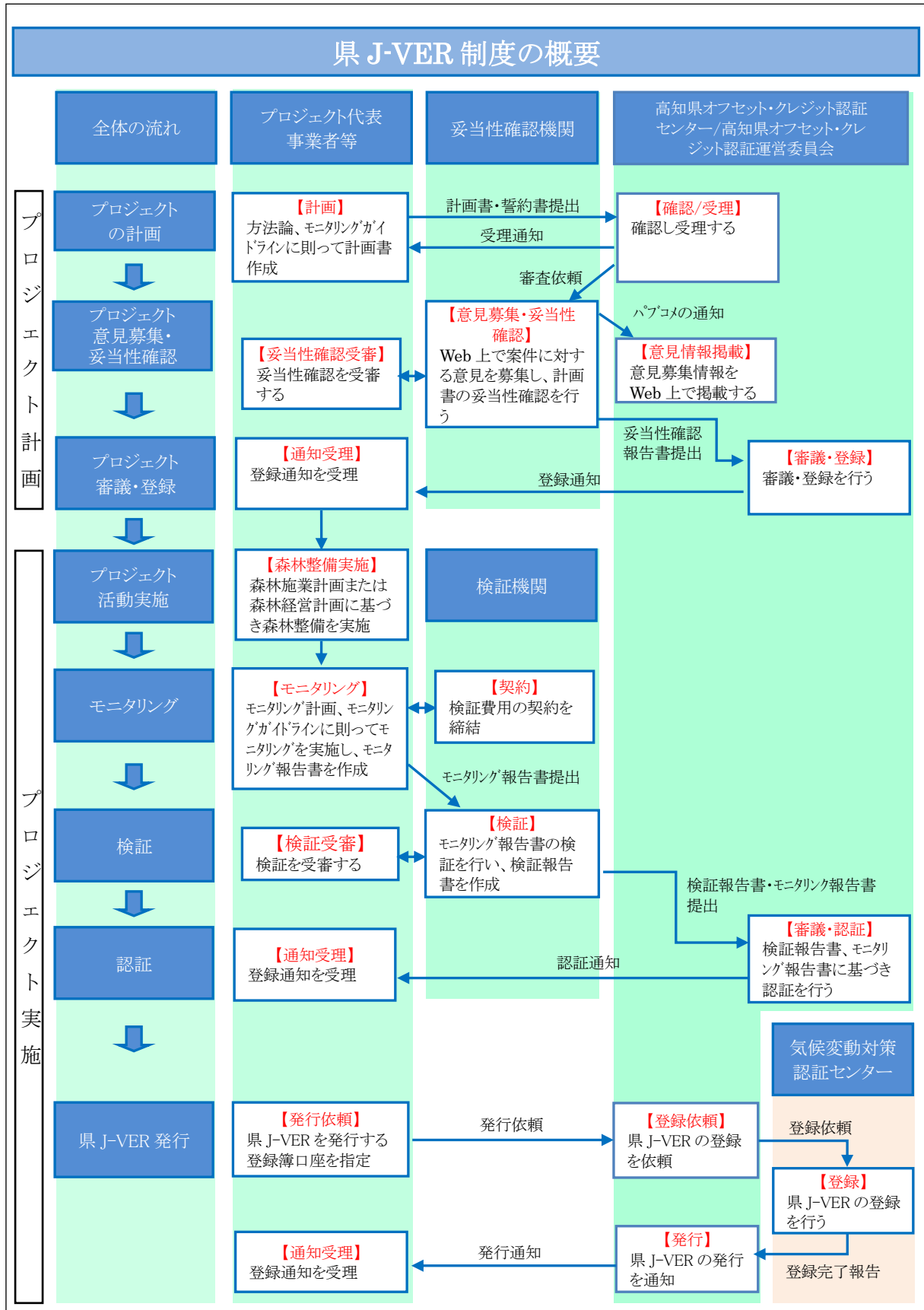
表 2-1 高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度における組織と業務内容

組織		業務内容
高 知 県	高知県 林業振興・環境部 環境共生課	<ol style="list-style-type: none"> 1 県 J-VER 制度管理運営主体 2 県 J-VER 制度の設計、基本文書の制定・変更への対応 3 県 J-VER 制度の普及 4 環境省、気候変動対策認証センターとの調整
	高知県オフセット・クレジット認証センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書類の受付、確認、受理、登録及び認証事務 2 高知県オフセット・クレジット認証運営委員会の調整及び開催 3 気候変動対策認証センターへの県 J-VER 登録依頼事務 4 プロジェクト代表事業者等に対する県 J-VER 発行通知 5 その他、県が行うオフセット・クレジット制度の運営に関する事項
	高知県オフセット・クレジット認証運営委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 第三者有識者から構成される委員会 2 プロジェクトの適合性に関する審査及び登録 3 温室効果ガス吸収量の適合性に関する審査及び認証 4 その他、県 J-VER 制度に関する審査

2.2 プロジェクトの申請・認証プロセス及びルール

プロジェクト申請から認証及び県 J-VER の発行までの流れは次のとおりである。

図 2-1 プロジェクト計画の作成から県 J-VER 発行までの流れ



2.3 対象となるプロジェクト

- (1) 県 J-VER 制度で対象となるプロジェクトは、オフセット・クレジット (J-VER) 制度運営委員会 (以下「J-VER 運営委員会」という。) が示す「方法論リスト」に掲載されるプロジェクト種類のうち、森林経営活動による CO2 吸収量の増大 (方法論番号 R001 及び R002) に合致し、その適格性基準を満たすものとする。
- (2) プロジェクト代表事業者等は、プロジェクトの温室効果ガス排出削減・吸収量の算定及びモニタリングを、当該プロジェクト種類用の「オフセット・クレジット (J-VER) の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論」 (以下「方法論」という。) に沿って行うものとする。

2.4 プロジェクト計画の作成

- (1) プロジェクト代表事業者等は、当該プロジェクトの登録に係る計画書を作成し、高知県オフセット・クレジット認証センター (以下「県認証センター」という。) に提出する。
- (2) プロジェクト代表事業者等は、プロジェクトの実施にあたり、プロジェクト活動の概要、適用方法論、モニタリング計画に関する情報等を別に定める様式に沿って作成する。
- (3) プロジェクト代表事業者等は、森林吸収プロジェクトに係るプロジェクト申請書を作成する際には、別途 2.12 を参照し、必要な書類を提出する。

《プロジェクト計画書掲載項目》

A : 参加者情報

1. プロジェクト代表事業者情報
2. プロジェクト事業者情報
3. プロジェクト参加者情報
4. 高知県 J-VER 取得予定者 (事業者名、J-VER 口座番号)
5. ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者
6. 公的な報告・公表制度
7. 自主的な報告・公表

B : プロジェクト活動の概要

1. プロジェクトの活動
2. 採用技術
3. プロジェクト実施場所
4. プロジェクト期間
5. クレジット期間
6. 想定排出削減量・吸収量
7. モニタリング報告の頻度
8. 補助金受給有無等
9. 他制度への申請有無等
10. 備考 (プロジェクトの実施に影響を与えうる現在若しくは将来的なリスク要因)

C : 方法論の適用

1. 適用方法論（方法論番号、方法論名称）
2. 方法論の適格性基準との整合性
3. 適用するガイドライン等
4. ベースラインシナリオ
5. 排出量・吸収量の定量化
6. モニタリングプロットの設置

D : その他

1. 関連する許認可及び関連法令等
2. ステークホルダーのコメント
3. 住民説明会の実施状況／その他特記事項

別紙) モニタリング計画書

2.5 申請及び妥当性確認

(1) 申請受付及び妥当性確認の開始

ア 方法論リストに掲載されたプロジェクト種類のうち、森林経営活動による CO₂ 吸収量の増大（方法論番号 R001 及び R002）に合致し、対応する適格性基準を満たすプロジェクトであれば、プロジェクト計画書により県認証センターへ申請することができる。

イ プロジェクト代表事業者等は、プロジェクトの申請にあたっては、所定の誓約書を提出する。

ウ 県認証センターは、プロジェクト代表事業者から提出されたプロジェクト計画書等を形式上の要件を満たしているか確認の上、受理する。

エ 県認証センターは、原則として、JIS Q 14064-2 に準拠した制度を用いた JIS Q 14065 の認定を我が国において取得し、J-VER 制度で登録された妥当性確認機関に、受理したプロジェクト計画書等を提出し、妥当性確認を依頼する。なお、県 J-VER 制度における妥当性確認機関については、J-VER 制度の「オフセット・クレジット (J-VER) 制度における暫定的な妥当性確認・検証機関リスト」に登録された妥当性確認機関のうち、県 J-VER 制度の対象とする方法論に対応する妥当性確認機関とする。

オ 妥当性確認機関（県認証センターから当該プロジェクト計画書等の妥当性確認の依頼を受けたものをいう。以下同じ。）は、依頼を受けた当該プロジェクトについて、Web 上で公開するとともに、別紙に定める手続きにより、一般からの意見を募集し、妥当性確認においてその意見の内容を十分に考慮すること。

カ 妥当性確認機関は、プロジェクト代表事業者等と妥当性確認の日程等を調整したうえで妥当性確認を実施し、妥当性確認機関は、プロジェクト実施場所の現地審査を含めた審査を行わなければならない。ただし、特段の事情により、妥当性確認機関が高知県オフセット・クレジット認証運営委員会（以下「県認証委員会」という。）においてあら

かじめ承認を得た場合は、省略することができる。

キ 県 J-VER 制度では、平成 20 年 4 月 1 日以降に開始したプロジェクトを対象とする。ただし、平成 20 年 4 月 1 日以前に始められたプロジェクトについては、当該プロジェクトの方法論の適格性基準によるものとする。

ク プロジェクト代表事業者は、複数の温室効果ガス吸収活動をまとめて申請することができる。この場合のモニタリング方法等については、「オフセット・クレジット (J-VER) 制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト)」（以下「モニタリング方法ガイドライン」という。）及びそれぞれの方法論で別途定められたとおりとする。

ケ 補助金等の公的資金を活用する温室効果ガス吸収活動の申請の可否については、方法論においてプロジェクト種類ごとに設定される適格性基準によるものとする。

コ プロジェクト計画書の作成責任はプロジェクト代表事業者等にあり、プロジェクトの実態がプロジェクト計画書と異なっていた場合は、すべてプロジェクト代表事業者等の責任となる。

サ プロジェクト代表事業者等は、妥当性確認にかかる次の 5 点につき合意するものとみなす。

①保証レベル ②目的 ③基準 ④適用範囲 ⑤重要性 (マテリアリティ)

シ プロジェクト代表事業者等は、妥当性確認機関に対し、妥当性確認結果に基づき、妥当性確認報告書及び妥当性確認概要報告書を作成し、モニタリング計画書、必要添付資料とあわせて県認証委員会 (事務局：県認証センター) に提出するよう依頼する。

ス 妥当性確認は、「オフセット・クレジット (J-VER) 制度妥当性確認・検証ガイドライン」の他、JIS Q 14064-3 に基づいて実施し、妥当性確認に従事する者は自らの行為に対し、高い倫理観に基づいた行動をとること。

(2) 温室効果ガス排出削減・吸収量の算定方法

ア 温室効果ガス排出削減・吸収量の算定は、方法論で示す方法に従い行う。

イ 排出削減・吸収量の算定で考慮する温室効果ガス排出・吸収活動は方法論において特定する。

2.6 登録

(1) 県認証委員会は、妥当性確認報告書及び妥当性確認概要報告書に基づき当該プロジェクトの登録の可否を審議の上、適切であると認められる場合は登録する。

(2) プロジェクトの登録は、当該プロジェクトについて、県 J-VER 制度上正式に手続きを開始するものであり、なんら法的な効果を生むものではない。また、登録されたプロジェクトについて、県、県認証委員会及び県認証センターは、県 J-VER の発行を保証するものではない。

(3) 登録プロジェクトについては、プロジェクト名及びプロジェクト計画書の内容を Web 上で県認証センターが公開するとともに、プロジェクト代表事業者に対して登録通知を行う。

(4) 却下されたプロジェクトは修正の上、再度申請を行うことが可能である。

- (5) 登録後に、プロジェクトの計画を変更し、プロジェクト計画書の修正が必要な場合の取り扱いについては、別紙に定める。

2.7 モニタリング

- (1) モニタリングに関する基本的なルールは、モニタリング方法ガイドラインに示し、具体的なモニタリングの項目及び方法は各方法論で示す。
- (2) プロジェクト代表事業者等は、登録時に承認されたプロジェクト計画書等に則ってモニタリングを実施し、モニタリング報告書を作成する。
- (3) プロジェクト代表事業者等が、モニタリング報告書において設定できるモニタリング対象期間は、モニタリング報告書の提出日以前のものとする。
- (4) モニタリングは、プロジェクト実施による温室効果ガス排出削減・吸収量やその数値に基づく県 J-VER の発行業に影響を与えることから、統一的なルールに基づいたモニタリングが極めて重要である。

2.8 モニタリング報告書の検証

- (1) 県 J-VER の認証を受けるにあたっては、プロジェクト代表事業者等は、モニタリング期間終了日以降に、検証機関にモニタリング報告書を提出し、検証を受審する。
- (2) プロジェクト代表事業者等は、温室効果ガス排出削減・吸収量の検証にあたって、原則として JIS Q 14064-2 に準拠した制度を用いた JIS Q 14065 の認定を我が国において取得し、J-VER 制度で登録された検証機関に、モニタリング報告書を提出した上で、検証を受審する。なお、県 J-VER 制度における検証機関については、J-VER 制度の「オフセット・クレジット (J-VER) 制度における暫定的な妥当性確認・検証機関リスト」に登録された検証機関のうち、県 J-VER 制度の対象とする方法論に対応する検証機関とする。
- (3) 検証機関は、プロジェクト実施場所の現地審査を含めた審査を行わなければならない。
- (4) 検証機関は、検証を開始するにあたり、プロジェクトの実態がプロジェクト計画書等と異なっていないか妥当性確認報告書(平成 24 年 3 月 31 日までに登録(変更登録を含む)されたプロジェクトについては、高知県オフセット・クレジット推進チームによる「バリデーション報告書」)を参照して最終確認し、異なる場合は、検証を中止する。その場合の対応については別紙にて定める。
- (5) 当該プロジェクトの実態がプロジェクト計画書等の内容と異なっていた場合は、すべてプロジェクト代表事業者等の責任となり、妥当性確認(平成 24 年 3 月 31 日までに登録(変更登録を含む)されたプロジェクトについては、「バリデーション」)は無効となる。プロジェクト代表事業者等は、当該プロジェクトを県 J-VER 制度のプロジェクトとして継続したい場合は、改めて変更承認申請(再妥当性確認)を行わなければならない。
- (6) 検証機関は、合理的保証を付与できる水準の検証を実施する。
- (7) 検証は、「オフセット・クレジット (J-VER) 制度妥当性確認・検証ガイドライン」の他、JIS Q 14064-3 に基づいて実施し、検証に従事する者は自らの行為に対し、高い倫理観に基づいた行動をとること。

- (8) プロジェクト代表事業者等は、検証機関に対し、検証結果に基づき、検証報告書及び検証概要報告書を作成し、モニタリング報告書、必要添付書類とあわせて県認証委員会（事務局：県認証センター）に提出するよう依頼する。

2.9 排出削減・吸収量の認証

プロジェクト代表事業者は、県認証委員会（事務局：県認証センター）に温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書を提出するものとする。なお、一の温室効果ガス吸収量認証依頼において、クレジット発行期間を複数設定することはできないものとする。

県認証委員会は、プロジェクト代表事業者からの温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書を受け、検証機関から提出された検証報告書、検証概要報告書及びモニタリング報告書に基づき、当該プロジェクトから生じる排出削減・吸収量について認証を行う。

県認証センターは、認証された内容を Web 上で公開するとともに、プロジェクト代表事業者に対して認証通知を行う。

クレジット発行対象期間終了後（平成 25 年 4 月 1 日以降）、既登録プロジェクトの内容に変更が生じた場合の取扱については別紙に定める。

2.10 県 J-VER の発行

- (1) プロジェクト代表事業者等が、県認証センターに対して依頼する県 J-VER 発行量は、県認証委員会において認証された温室効果ガス排出削減・吸収量と同量とする。
- (2) 県認証センターは、プロジェクト代表事業者等からの県 J-VER 発行の登録依頼があった場合は、内容を確認の上、気候変動対策認証センターに県 J-VER の登録を依頼する。
- (3) 気候変動対策認証センターは、登録依頼に基づき県 J-VER を登録し、県認証センターに対して県 J-VER 発行が完了した旨を報告する。
- (4) 県認証センターは、気候変動対策認証センターからの県 J-VER 登録完了の報告があった場合は、プロジェクト代表事業者等に対して県 J-VER 発行を通知する。
- (5) 県 J-VER の発行単位は、1 t-CO₂ とし、1 t-CO₂ 未満を切り捨てる。県 J-VER の発行にあたっては、他の制度等における排出削減・吸収量の報告とのダブルカウントを避けるための所要の措置をとる。
- (6) 県 J-VER の発行対象期間は、原則として平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの期間（以下「第 1 クレジット期間」という。）とする。

※ 県 J-VER 発行量については、「2.12 森林吸収プロジェクトに係る特別措置」を参照のこと。

2.11 県 J-VER の登録・管理

- (1) 発行された県 J-VER は、気候変動対策認証センターが作成するオフセット・クレジット登録簿（以下「J-VER 登録簿」という。）で管理され、併せて県認証センターで登録・管理される。
- (2) 自らの口座に県 J-VER を保有する事業者で、他の事業者によるその移転を行うこと及び無

効化を行うことを希望する事業者は、J-VER 登録簿を通じて移転を行う。なお、県 J-VER の無効化を行う際には、県認証センターに無効化申請書を提出するものとする。

(3) 県 J-VER の他の事業者の口座または無効化口座への移転単位は、1 t -CO₂ とする。

2.12 森林吸収プロジェクトに係る特別措置

(1) 各年度の吸収量算定結果は、月ごとに分割することができる。年度内の吸収量を 12 等分して経過月数分をかけて算定した値から t 未満の切り捨てを行うことにより算出するものとする。

(2) プロジェクト代表事業者等は、プロジェクト代表事業者等に含まれない土地所有権の保有者、及び当該吸収プロジェクトの実施に係る入会権等、土地に設定された権利の保有者（保有者が組織、若しくは複数名で構成される場合は、その代表者）に対して吸収プロジェクトの永続性確認を行う。永続性の確認の方法及び確認事項は、別紙に定める。

(3) 県認証センターは、吸収量の永続性の確保の観点から、発行されるクレジット量のうち一定量を県の保有する「高知県 J-VER バッファー管理口座」（以下「県バッファー管理口座」という。）に確保し、自然攪乱や避けがたい土地転用・伐採後の植栽放棄等により消失される吸収量に相当する県 J-VER を「無効化口座」に移転するほか、故意に基づく吸収量の消失や永続性の確保放棄に対して所要の措置をとる。これらの措置については、別紙に定める。

(4) 持続可能な森林経営促進型プロジェクトにおいては、プロジェクト代表事業者等は、平成 25 年 6 月末までに、第 1 クレジット期間終了時の森林状況及び第 1 クレジット期間中の吸収量の累計を県認証センターに対して報告する。その結果、第 1 クレジット期間中の吸収量の累計が、県 J-VER 既発行量に比して負であった場合は、両者間の差分に相当する県 J-VER 若しくはオフセット・クレジット (J-VER) を平成 25 年 9 月末までに県に対して補填する。これらの措置については、別紙に定める。

(5) 森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非認定となった場合、所要の措置をとる。これらの措置については、別紙に定める。

(6) 平成 23 年度森林法改正、平成 24 年 4 月 1 日からの同法施行による森林管理プロジェクトへの移行に伴い生じえる事象に対応した措置については、別紙に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 12 日から施行する。

1 「2.5 申請及び妥当性確認」の別紙で定める手続き

本制度では、妥当性確認の際に、意見募集を実施することが定められている。県認証センターから妥当性確認の依頼を受けた妥当性確認機関は、以下の流れに従って、意見募集を実施することとする。

- (1) 県認証センターは、プロジェクト実施事業者からのプロジェクト計画書一式が、「オフセット・クレジット（J-VER）制度における手続き」にて定められている「妥当性確認にあたって準備が必要な資料」が揃っているかを確認し、受理する。
- (2) 県認証センターは、受理したプロジェクト計画書一式を、妥当性確認機関に提出し、妥当性確認を依頼する。
- (3) 妥当性確認機関は、妥当性確認が終了するまでの期間内において、次の条件を満たすようにパブリックコメントを募集する。
 - ア 対象となる資料：上記(1)において定められた資料
 - イ 意見募集期間：原則として2週間以上
 - ウ 意見募集場所：各妥当性確認機関が運営するウェブサイト上
 - エ 掲載項目：ウにおいては、少なくとも次の項目を表示すること
 - ・プロジェクト計画書受理日 ※県認証センターが受理した日
 - ・プロジェクト名
 - ・方法論 No.（バージョンを明記）
 - ・年間想定 GHG 排出削減・吸収量 [t・CO₂/年] ※小数点以下は切り捨て
- (4) 妥当性確認機関は、(3)のパブリックコメント募集を開始すると同時に、県認証センターへ意見募集を行っている Web ページ名（URL）を通知する。
- (5) 県認証センターは、(4)で通知された意見募集場所（URL）を同センターの Web 上に掲載する。

2 「2.6 登録」「2.8 モニタリング報告書の検証」「2.9 排出削減・吸収量の認証」の別紙で定める取扱い

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度実施要綱「2.6 登録」「2.8 モニタリング報告書の検証」「2.9 排出削減・吸収量の認証」の別紙で定める取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 検証開始前

既に登録されたプロジェクトに対する変更が、当該プロジェクトにおいて軽微（全プロジェクト期間における当該変更に伴う温室効果ガス排出削減量・吸収量の想定変化量が、想定温室効果ガス排出削減・吸収量全体の 0.1%未満）または保守的（温室効果ガス想定排出削減・吸収量が減少する）な影響を及ぼす変更かどうかの判断を、プロジェクト代表事業者等が行った上で以下の措置を講じる。

ただし、プロジェクトの質的变化（適格性基準に影響を及ぼす変更等）を伴う場合は、

軽微または保守的であるかの如何に係らず、変更承認申請（再妥当性確認）の手続きを行うこととする。

ア 軽微または保守的な変更である場合

(ア) プロジェクト代表事業者等は、プロジェクト計画書及びモニタリング計画書の変更（自主変更）*を行うことができる。

(イ) 検証の際に、検証機関においてプロジェクト代表事業者等の判断が妥当であったかを検証し、妥当であった場合は検証を継続し、妥当でなかった場合は検証機関から県認証センターへ報告を行い、イの手続きを行うこととする。

イ 軽微ではなく、かつ保守的ではない、あるいは当該判断ができない変更である場合

(ア) プロジェクト代表事業者等は、別表 1 及び別表 2 に定める場合を除き、原則として県認証センターへ変更承認申請書を提出する。

(イ) 県認証センターは、「県認証委員会での審議が必要な変更」か、「県認証センターで確認し、県認証委員会に対する報告のみ」でよい変更かについて、整理の上、県認証委員会委員長に報告する。

(ウ) 県認証センターは、県認証委員会委員長が「県認証センターで確認し、県認証委員会に対する報告のみ」と判断した変更については、変更を認めた旨をプロジェクト代表事業者へ通知するとともに、県認証委員会に報告事項として報告する。また、「県認証委員会での審議の上、再妥当性確認が必要かの審議が必要」と判断した変更については、県認証委員会で審議し、審査結果をプロジェクト代表事業者に通知*する。

*自主変更を行った場合、プロジェクト代表事業者等はすべての変更・対応を一覧にして、モニタリング報告書の書類として検証機関に提示すること

(2) 検証開始後

検証機関は、県認証センターに対し、プロジェクトの実態が登録状況と異なる状況が生じていることを報告するとともに、当該変更が、プロジェクトにおいて軽微（全プロジェクト期間における想定削減・吸収量の 0.1%未満）または保守的な（削減・吸収量が減少する）影響を及ぼす変更かの判断を行ったうえで以下の措置を講じる。

ア 軽微または保守的な変更である場合

引き続き妥当性確認（平成 23 年 3 月 31 日までのプロジェクトについては、「バリデーション」）の結果は有効であるとみなし、検証を継続する。

イ 軽微または保守的ではない、あるいは当該判断ができない変更である場合

(ア) 検証機関から県認証センターへ報告*を行う。

(イ) プロジェクト代表事業者等は、県認証センターへ変更承認申請書を提出する。

(ウ) 県認証センターは、「県認証委員会での審議が必要な変更」か、「県認証センターで確認し、県認証委員会に対する報告のみ」でよい変更かについて、整理の上、県認証委員会委員長に報告する。

(エ) 県認証センターは、県認証委員会委員長が「県認証センターで確認し、県認証委員会に対する報告のみ」と判断した変更については、変更を認めた旨をプロジェクト代表事業者へ通知するとともに、県認証委員会に報告事項として報告し、検証機関は検

証を継続する。また、「県認証委員会での審議の上、再妥当性確認が必要かの審議が必要」と判断した変更については、県認証委員会で審議し、審査結果をプロジェクト代表事業者に通知^{*}する。

^{*} 検証機関は、変更に関するすべての判断・対応を一覧にして、検証報告書の書類として県認証センターに提示すること

(3) クレジット発行対象期間終了後

プロジェクト代表事業者は、クレジット発行対象期間終了後（平成33年4月1日以降）、既登録プロジェクトの内容に変更が生じた場合は「プロジェクト内容変更届」を提出すること。

※ 通知に伴う再妥当性確認のプロセスについて

- (1) 県認証委員会が妥当性確認機関による再妥当性確認が必要と判断した場合、県認証センターは、妥当性確認機関に再妥当性確認を依頼し、プロジェクト代表事業者等は、再妥当性確認を受審する。
- (2) 再妥当性確認を依頼された妥当性確認機関は、変更内容を踏まえた妥当性確認報告書を県認証委員会（事務局：県認証センター）へ提出する。
- (3) 県認証委員会において変更内容を踏まえた妥当性確認報告書が承認された場合、県認証センターはその旨をプロジェクト代表事業者に通知する。ただし、原則として登録日は変更しない。

別表1 自主変更可能な変更〈プロジェクト計画書〉

項目	変更内容
A 参加者情報	代表者・担当者個人の移動に伴う変更、事務所転居及び市町村合併等に伴う住所変更
B.3 プロジェクト実施場所	市町村合併で変更となる場合
B.4 プロジェクト期間／B.5 クレジット期間	プロジェクト期間とクレジット期間以外の項目の変更を一切伴わない、開始時期の遅延の場合
B.7 モニタリング報告の頻度	モニタリング報告の頻度全般
B.8 補助金	方法論において経済性評価が不要とされている方法論の金額変更のみの場合
C.6 モニタリングプロットの設置	以下のいずれかに該当する場合 モニタリングの結果としての、 ①モニタリングプロットの単純増加または位置変更 ②代表されるモニタリングエリアの変更 ③計画段階にてプロット設置場所の候補地を複数用意していた場合のプロット数の減少

別表2 自主変更可能な変更〈モニタリング計画書〉

項目	変更内容
Ⅲモニタリング詳細—活動量—	モニタリング結果としての面積・林齢・樹種の変更の場合 具体的には、 ・混交林が検出された結果として、当該混交林においては、林齢・樹種ごとの林境が明確に区分できない状況を検証機関が検証時に認めたため、モニタリングエリアをグルーピングし、モニタリングエリアの数が減少した場合 ・森林施業計画・森林経営計画の中で間伐が計画されていた小班のうち、モニタリングエリアとして指定されている小班において、施業年度を将来にずらす場合 ※ただし、いずれの場合も、不確かさの値が10%未満という制度要求事項を満たす必要がある。
Ⅲモニタリング詳細—各種係数—	モニタリング結果としての地位・樹種・林齢の変更に伴う各種係数、成長量の変更の場合
Ⅳモニタリング体制図／Ⅴ品質保証(QA)及び品質管理(QC)	組織改編による部署名等、固有名詞の変更

別表3 その他文書における自主変更可能な変更

項目	変更内容
森林施業計画または森林経営計画	・森林施業計画または森林経営計画上のプロジェクト対象地外における変更 ※ただし、プロジェクト対象地外であっても、「適切な更新がなされない主伐が行われる場合」または「林小班の追加に伴う所有者の変更や追加がある場合」は変更承認依頼の提出が必要 ・森林施業計画または森林経営計画における変更内容がすべて自主変更可能な変更である場合の認定番号の変更

3 「2.12 森林吸収プロジェクトに係る特別措置」の別紙で定める所要の措置

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度実施要綱「2.12 森林吸収プロジェクトに係る特別措置」の別紙で定める所要の措置は、以下のとおりとする。

(1) 基本的方針

ア 県認証センターは、本別紙に定める措置を、クレジット発行対象期間内、及びクレジット発行対象期間終了（平成24年度）後10年間継続して行うものとする。なお、この

年限は、本制度の運用上定めるものであり、森林所有者等は当該年限以降も森林の持続的な管理を行う必要があることに留意する。

イ プロジェクト代表事業者等は、プロジェクト対象地をめぐる権利関係を把握し、各権利の保有者に対し十分な説明を行い、基本文書の内容が適切に履行されるよう、配慮しなければならない。

(2) 自然攪乱、収用などの避けがたい土地転用の対処について

ア 県認証センターは、高知県 J-VER（森林管理プロジェクトにより発行されるクレジットに限る。以下、同じ。）を J-VER 登録簿に発行する時は、クレジット発行量の 3%にあたる量のクレジットを J-VER 登録簿上に開設される「県 J-VER バッファーマネジメント口座」に補填用クレジットとして確保する。ただし、このバッファーマネジメント率は、自然攪乱、プロジェクト事業者等が収用などの避けがたい土地転用（以下、「不可避の土地転用」という）等の発生状況等を踏まえて変更する可能性がある。

イ プロジェクト代表事業者等は、プロジェクト対象地において、自然攪乱、不可避の土地転用等が発生した場合、これらの発生した箇所は、プロジェクト対象地から除外する。

ウ 県認証センターは、「県 J-VER バッファーマネジメント口座」に確保されたクレジットで、プロジェクト対象地での自然攪乱、不可避の土地転用等による CO₂ 吸収効果消失量が個別に確認できた場合、当該 CO₂ 吸収効果消失量分を県 J-VER バッファーマネジメント口座から無効化口座に移転する。ただし、当該 CO₂ 吸収効果消失量分のうち、プロジェクト代表事業者等の故意に基づくものがあつた場合は、プロジェクト代表事業者等は当該 CO₂ 吸収効果消失量分を他のクレジット(高知県 J-VER 等)により補填しなければならない。

エ 県認証センターは、プロジェクト対象地での自然攪乱、不可避の土地転用等による CO₂ 吸収効果消失量が個別に確認できなかった場合は「林野関係被害の発生状況」の統計等に基づいて自然攪乱、不可避の土地転用等による CO₂ 吸収効果消失率を算定し、発行済みのクレジットのうち、プロジェクト対象地での自然攪乱、不可避の土地転用等による CO₂ 吸収効果消失量が個別に確認できるものを除いた累計値に、当該 CO₂ 吸収効果消失率を乗じた量のクレジットを、県 J-VER バッファーマネジメント口座から無効化口座に移転する。

オ バッファーマネジメント量の算定方法としては、認証・発行依頼毎にバッファーマネジメント量の1t未満の端数切り捨てを行う。そのうえで、クレジット期間の最終年度の最終の認証・発行依頼時に(i) プロジェクト期間全体について、既発行クレジットと、既留保バッファーマネジメント量の確認を行い、(ii) プロジェクト全体についてのバッファーマネジメント量を計算し、端数の切り捨てを行い、(iii) この全体のバッファーマネジメント量と既留保バッファーマネジメント量を比較し、最終の認証・発行バッファーマネジメント量で調整する。

カ 制度管理者は、バッファーマネジメント口座に留保されているクレジット量が、自然攪乱、不可避の土地転用によるCO₂吸収効果消失量の補填に必要なクレジット量を下回ることが判明した際には、当該不足分についての措置を講じる。

(3) 故意による土地転用・不適切な主伐への対処について

故意による土地転用・不適切な主伐（森林施業計画・森林経営計画等に基づかない主伐や伐採後の放棄）に伴う CO2 吸収効果消失分については、上記の補填措置に加えて、別に定める約款に基づき、当該人為的な土地転用・不適切な主伐を行ったプロジェクト代表事業者等に対して補填のための措置を求める。

ア 予防措置

県認証センターは、承認された森林プロジェクト情報を Web サイト等で公開する。

イ プロジェクト代表事業者等への措置

故意による土地転用や不適切な主伐を行ったことが県若しくは県認証センターに確認された場合、発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、プロジェクト代表事業者等が所有する当該クレジットを県が強制的に無効化する。既に第三者にクレジットが移転された後については、別に定める約款に基づき、プロジェクト代表事業者等は、当該登録を行ったプロジェクトに基づいて発行されたクレジットと同量のクレジット（高知県 J-VER）等を調達・無効化することとする。これに従わない場合は、県はプロジェクト代表事業者等の氏名等を公表するとともに、以降のクレジット発行は認めないこととする。

なお、本項の措置については、当該土地転用や不適切な主伐の事由等、個別の事情を勘案して講ずるものとする。

(4) 森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続への対処について

プロジェクト代表事業者等への措置としては、森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となったことが県若しくは県認証センターに確認された場合、発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となったプロジェクト代表事業者等が所有する当該クレジットを県認証センターが強制的に無効化する。既に、第三者にクレジットが移転された後であれば、別に定める約款に基づき、当該プロジェクト代表事業者等は、当該登録を行ったプロジェクトに基づいて発行されたクレジットと同量のクレジット（高知県 J-VER 等）を調達・無効化することとする。これに従わない場合は、県認証センターは、当該プロジェクト代表事業者等の氏名等を公表する。クレジット発行対象期間内に森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非継続、森林認証の取消・非継続となった場合、以降のクレジット発行は認めないこととする。

これらの措置は、(3)故意に基づく土地転用・不適切な主伐への対処と重複する場合には、要調達クレジット量についての重複を排除する。なお、森林施業計画・森林経営計画の認定取消・非継続及び森林認証の取消・非継続事由等につき、「当該事象が発生した原因を示す書類」と「永続性担保期間内（平成 35 年 3 月 31 日まで）に違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）を行わないことを約束する書類」をプロジェクト内容変更届とともに提出し、永続性担保期間終了後に森林管理台帳等により計画の非認定期間において吸収量の永続性を消失するような行為が行われていないことが確

認できれば、ただちに本項措置を講ずるものではない。

(5) 森林施業計画から森林経営計画への移行に伴う変更承認依頼手続き、及び森林経営計画移行に係る措置について

新たに認定を受けた森林経営計画の認定番号をプロジェクト計画書に追記し、認定を受けた森林経営計画認定書及び森林経営計画書を添えて変更承認依頼（平成 25 年 4 月 1 日以降はプロジェクト内容変更届の提出）を行うこと。

県 J-VER 制度におけるプロジェクトの範囲は従前の森林施業計画の対象森林とし、従前の森林施業計画対象森林ではない森林が森林経営計画に加わった場合、従前の森林施業計画対象森林ではない森林の森林所有者からの永続性を担保するための同意書は不要とする。

ア 森林経営計画の認定を受けた森林経営計画対象森林が従前の森林施業計画の全ての対象森林を含む場合

変更内容が認定番号のみの場合、県認証委員会にて報告事項として扱う。

認定番号以外の変更を含む場合や、森林経営計画において追加となった森林経営計画対象森林をプロジェクト対象地として加える場合は、県 J-VER 制度における変更手続きに従うこと（実施要綱 別紙 P.18 参照）。

イ 森林経営計画の認定を受けた森林経営計画対象森林が従前の森林施業計画の全ての対象森林を含まない場合

森林経営計画対象森林に含まれない従前の森林施業計画の対象森林においてプロジェクト対象地がある場合、従前の森林施業計画の認定期間終了日以降の当該プロジェクト対象地からの吸収量は認めない。

森林経営計画対象森林に含まれない従前の森林施業計画の対象森林の永続性担保のため、「森林経営計画対象森林に含まれない理由を示す書類」及び「永続性担保期間内（平成 35 年 3 月 31 日まで）に違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）を行わないことを約束する書類」を変更承認依頼の手続き（平成 25 年 4 月 1 日以降はプロジェクト内容変更届の提出）の際に県認証センターに提出すること。

また、永続性担保期間終了後に森林管理台帳等*を県認証センターに提出し、計画の非認定期間において吸収量の永続性を消失させるような行為が行われなかったことを証明すること。

※森林管理台帳等とは、森林施業計画書又は森林経営計画書に記載されている項目と等の情報が記載されている資料

ウ 森林施業計画における計画期間終了日から、森林経営計画における計画期間開始日の間に、認定が継続していない空白期間が生じた場合

(ア) クレジット発行対象期間内に空白期間が生じた場合

「空白期間が生じた理由を示す書類（理由が書かれた文書とその根拠資料）」と「空白期間中に適切に管理を行い違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）がなかったことを示す書類」をプロジェクト計画変更承認依頼書とともに提出すること。

提出された書類により、プロジェクト代表事業者等の責めに帰すべきではない正当な理由であると制度管理者より判断された場合、当該空白期間における吸収量についてクレジットの認証依頼を行うことができる。

一方、制度管理者により正当な理由ではないと判断された場合、当該空白期間における吸収量は認められないものとする。

(4) クレジット発行対象期間終了日以降、永続性担保期間内に空白期間が生じた場合

「空白期間が生じた理由を示す書類（理由が書かれた文書とその根拠資料）」と「空白期間中に適切に管理を行い違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）がなかったことを示す書類」をプロジェクト内容変更届とともに提出すること。当該書類の提出がない場合、森林管理プロジェクト特約第3条に基づく違約事象と見なされる。提出された書類により、違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）がなかったと制度管理者より判断された場合は、違約事象とはならない。

一方、違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）があったと制度管理者より判断された場合、森林管理プロジェクト特約第3条に基づく違約事象と見なされる。

(6) 森林所有者の変更に伴う永続性の確保のための措置

別に定める約款に基づき、プロジェクト代表事業者等は、第三者に森林を譲渡する際は、事前に県認証センターに届出を行うこととする。また、第三者と譲渡契約を行う際は、約款を遵守する契約主体としての地位も承継することとする。

(7) プロジェクト対象森林が入会権等複雑な森林所有形態な森林管理プロジェクトにおける永続性の確保のための措置

ア プロジェクト対象地

プロジェクト代表事業者等と各種権利の保有者との間で、以下の確認事項につき合意した旨が明示された文書をプロジェクト申請段階で提出すること。（例：「吸収プロジェクトにおけるプロジェクト対象地に関する永続性確認覚書」）

・当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 及び R002 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。

・当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地、あるいは対象地に設定された権利を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。

イ プロジェクト申請時に提出した、クレジット対象機関に係る森林施業計画・森林経営計画内あるいは森林認証制度に基づく森林計画内において、プロジェクト対象とはなっていない土地（プロジェクト対象地以外の土地）

プロジェクト代表事業者等から各種権利保有者に対し、以下の確認事項につき説明会等を実施した証拠となる文書をプロジェクト申請段階で提出すること。（例：「吸収プ

プロジェクトにおけるプロジェクト対象地以外の土地に関する永続性確認方法についての説明会実施記録」)

- ・当該プロジェクト登録日以降、クレジット発行対象期間内に、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）を行わないこと。及び平成 35 年 3 月 31 日まで不適切な主伐を行わないこと。

- ・当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該土地、あるいは当該土地に設定された権利を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を説明すること。

(8) クレジット発行対象期間終了後の報告義務及び補填義務

ア 報告義務

方法論 No. R002「森林経営活動による CO2 吸収量の増大（持続可能な森林経営促進型プロジェクト）」のプロジェクト代表事業者等は、平成 26 年 6 月 30 日までに第 1 クレジット期間終了時の森林状況及び第 1 クレジット期間中の吸収量の累計を記したモニタリング報告書を県認証センターに提出すること。

イ 補填義務

上記アにおいて報告された第 1 クレジット期間中の吸収量の累計が、既に発行されたクレジット量に比して負であった場合、「クレジット既発行量－第 1 クレジット期間中の吸収量の累計」分の県 J-VER 若しくはオフセット・クレジット（J-VER）を平成 26 年 9 月末までに県に対して補填すること。